特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	障害児通所給付費等の支給等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、障害児通所給付費等の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	障害児通所給付費等の支給等に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費等の支給等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供並びに費用の徴収に関する事務を行う。 これらの事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を利用する。 ① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ② 通所給付決定の変更に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害児通所給付費等関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、80の項、144の項、155の項 （船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、15の項、16の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部療育支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局こども家庭部療育支援課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2342

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底している。住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、障害児通所給付費等の支給等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードと指紋による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	療育支援課長　廣﨑　泰一	課長	事後	
平成31年3月8日	Ⅳ　リスク対策	―	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年12月21日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が提供する根拠） （略） 116の項（令第7号第59条の2第1号イ、同条第2号（同条第1号イ）、同条第3号（同条第1号イ）、同条第4号（同条第1号イ）、同条第5号（同条第1号イ）） （船橋市が照会する根拠） （略）	（船橋市が提供する根拠） （略） 116の項（令第7号第59条の2第1号イ、同条第2号（同条第1号イ）、同条第3号（同条第1号イ）、同条第4号（同条第1号イ）、同条第5号（同条第1号イ）、同条第6号イ、同条第7号（同条第6号イ）、同条第8号（同条第6号イ）、同条第9号（同条第6号イ）、同条第10号（同条第6号イ）、同条第11号（同条第6号イ）） （船橋市が照会する根拠） （略）	事後	
令和2年12月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和2年12月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和2年12月21日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	［〇］委託しない	［　］委託しない 十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第8条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第9号、第10号及び第11号	番号法第9条第1項及び別表第一の8の項	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。） 8の項（令第7号第7条第2号イ、同条第3号イ）、11の項（令第7号第10条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ）、16の項（令第7号第12条第1号イ、同条第4号イ、同条第5号（同条第1号イ）、同条第8号イ）、56の2の項（令第7号第30条第7号）、108の項（令第7号第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第8号イ）、116の項（令第7号第59条の2第1号イ、同条第2号（同条第1号イ）、同条第3号（同条第1号イ）、同条第4号（同条第1号イ）、同条第5号（同条第1号イ）、同条第6号イ、同条第7号（同条第6号イ）、同条第8号（同条第6号イ）、同条第9号（同条第6号イ）、同条第10号（同条第6号イ）、同条第11号（同条第6号イ）） （船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び令第7号 10の項（令第7号第9条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第5号）、11の項（令第7号第10条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第5号）、12の項（令第7号第10条の2）	（船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 （船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の10の項、11の項、12の項	事後	
令和5年3月17日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部療育支援課	船橋市健康福祉局こども家庭部療育支援課	事後	
令和6年3月22日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	船橋市健康福祉局子育て支援部療育支援課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2342	船橋市健康福祉局こども家庭部療育支援課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2342	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の8の項	番号法第9条第1項及び別表の9の項	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 （船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の10の項、11の項、12の項	（船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項、20の項、80の項、144の項、155の項 （船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、15の項、16の項	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更に伴い追記	事後	